

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金 Q&A (2025年7月3日時点)

No.	質問	回答
A 制度全般		
A-1	どのような制度か。	エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業が省エネルギー設備等を導入、更新し、エネルギー使用量を低減しつつ生産性向上を図ることで脱炭素化を促進することを目的とした補助制度です。
B 補助対象者		
B-1	本社の所在地は一宮市内だが、市外の工場で省エネ設備等を導入・更新する場合は対象となるか。	省エネ設備等を導入・更新する事業所が一宮市内に所在しない場合は補助対象外です。
B-2	本社の所在地は一宮市外だが、一宮市内の工場へ省エネ設備等を導入・更新する場合は対象となるか。	省エネ設備等を導入・更新する工場が一宮市内であれば補助対象になります。
B-3	一宮市外の A 工場にある設備を更新し、一宮市内の B 工場に移設し設置する場合は対象となるか。	同一事業所内での設備更新が対象です。
B-4	みなし大企業の子会社は補助対象か。	みなし大企業自体は補助対象外ですが、みなし大企業の子会社や孫会社は補助対象となります。
C 省エネ診断		
C-1	過去に省エネ診断を実施したが、再度実施をする必要があるか	交付申請日前の3年以内に診断を受けた省エネ診断まで有効です。
C-2	省エネ診断の手配はどのように行えばよいか。	<p>①一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」 【https://www.shindan-net.jp/service/shindan】 問合せ先 ☎03-5439-9732】</p> <p>②一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「省エネ診断」(ウォークスルー診断、IT診断) 【http://shoeshindan.jp】 問合せ先 ☎0570-000-680】</p> <p>③一般社団法人環境共創イニシアチブが</p>

		<p>実施する「省エネ診断」の登録事業者による省エネ診断</p> <p>【http://shoeneshindan.jp】</p> <p>④愛知県が実施する「伴走型省エネ診断」</p> <p>【https://www.pref.aichi.jp/press-release/chiikigurumi-decarbonization.html 問合せ先☎052-954-6242】</p> <p>が対象です。</p> <p>手配は、各実施主体に直接お問い合わせの上、お申込みください。</p>
C-3	省エネ診断の受診は、申込からどれくらいでできるのか。	各実施主体に直接お問い合わせください。
C-4	省エネ診断の実施範囲はどこまで診断をする必要があるか。	事業所全体又は更新する設備単位での診断が必要です。
C-5	提出する省エネ診断報告書は市で書式があるか。	<p>報告書の書式は任意です。ただし、以下の点が報告書に記載されている必要があります。</p> <p>(1)年間のエネルギー使用量及び年間の温室効果ガス排出量</p> <p>(2)エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に資する措置の内容</p> <p>(3)年間のエネルギー削減量、年間の温室効果ガス削減量及び年間エネルギーコスト削減額</p>
C-6	民間事業者が実施する省エネ診断は対象となるか。	一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「省エネ診断」の登録事業者による省エネ診断であれば対象になります。
C-7	空調設備の更新で補助金の申請をしたい場合、省エネ診断にて空調設備の更新の提案を受ける必要があると思うが、提案内容をあらかじめ希望することは可能か。	<p>各実施主体に直接お問い合わせください。</p> <p>(一財) 省エネルギーセンター ☎03-5439-9732 (※4/15受付開始)</p> <p>(一社) 環境共創イニシアチブ ☎0570-000-680</p> <p>【参考】</p>

		<p>(一財) 省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」</p> <p>申込書「特に診断を希望される内容」欄に希望する設備を記載することが出来ます。</p>
C-8	あらかじめ更新を予定する機種や型式が決まっている場合、省エネ診断の提案内容を指定することは可能か。	<p>各実施主体に直接お問い合わせください。</p> <p>(一財) 省エネルギーセンター ☎03-5439-9732</p> <p>(一社) 環境共創イニシアチブ ☎0570-000-680</p>
D 補助対象事業		
D-1	集合住宅の共用部の設備更新は対象となるか。	集合住宅の共用部は「居住の用に供する空間」に該当するため、対象となりません。
D-2	事業所と居宅とで兼用している設備の更新は対象となるか。	「居住の用に供する空間」の設備更新は対象とならないため、兼用している設備についても対象となりません。
E 補助対象設備		
E-1	省エネ診断の改善案に記載のない省エネを図る設備を導入したいが、対象となるか。	対象外です。
E-2	省エネ診断の提案書には、型番〇〇設備を導入と記載があるが、同等の機能を有する別の型番△△設備を導入することも対象となるか。	<p>原則、提案書に記載された設備の導入が対象となります。</p> <p>ただし、型番が異なるが提案書の設備と同等もしくはそれ以上の省エネ性能を有すると確認できる場合は対象となります。</p>
E-3	LED照明設備からLED照明設備への更新でも補助対象になりえるか。	省エネ診断において、年間のエネルギー使用量の削減に資することが認められ、LED照明からLED照明への更新の提案がなされれば対象になりえます。
E-4	(1) 省エネルギー設備等導入 を受ける場合、エネルギーマネジメントシステム (EMS) の導入は対象となるか。	省エネ診断において、エネルギーマネジメントシステムを導入し、自動制御・最適化等を行うことでエネルギー使用量の削減になる提案がなされれば対象となりえます。
F 補助対象経費		

F-1	省エネ診断に係る費用は対象となるか。	対象外です。
F-2	愛知県から当該事業に係る他の補助金の交付を受けたが、対象になるか。	補助対象設備及び工事に対して、国庫補助金及び他の自治体からの補助金、一宮市から他の補助金の交付を受けている場合は、対象外です。
F-3	リースの場合は対象となるか。	リースの場合は、初年度費用のみが補助対象経費となります。なお、同補助事業は、2026年1月31日までの間に完了する事業である必要があるため、リース費用の支払については同日までの支払分が対象となります。
F-4	(1) 省エネルギー設備等導入 を受ける場合、補助対象経費として記載されている「設備費」には、工事費用は含まれるか。	補助対象設備の購入及び設置に要する費用を「設備費」としています。そのため、設置に直接関係する工事費については補助対象経費に含まれます。
F-5	(1) 省エネルギー設備等導入 を受ける場合の補助対象経費について詳しく教えてほしい。	補助対象経費は、「設備費」、「設計に要する費用」、「既存の設備（補助対象設備に係る既存の設備に限る。）の撤去に要する費用」となっています。 補助対象外となる主な経費は以下のものを想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断に係る費用 ・省エネ診断の改善案に記載のない設備の導入、更新に係る費用 ・導入、更新する設備と用途の異なる既存設備の撤去及び処分に係る費用 ・建物の補強等、事業所の増改築に要する費用 ・家賃、光熱費、人件費、交通費、食糧費等の設備に直接関係のない費用 ・消費税及び地方消費税
G 交付申請		
G-1	(1) 省エネルギー設備等導入 を受ける場合、交付申請するタイミングはいつになるか。	一般的な交付申請までのながれを記載します。 ①省エネ診断の申込（申請前3年以内に受

		<p>診をしていない場合)</p> <p>②省エネ診断の受診</p> <p>③省エネ診断の報告書の受領</p> <p>④省エネ診断の報告書に基づき、設備更新の検討・見積を取得</p> <p>⑤交付申請(工事請負契約の締結日若しくは注文請書の発行日予定日の14日前まで)</p> <p>⑥交付決定(交付申請の受付後、およそ14日以内に審査を行い、交付決定通知書を送付します。)</p> <p>⑦事業着手(工事請負契約締結・着工)</p>
G-2	交付決定前に着手(工事請負契約の締結)したいが、認められないか。	<p>交付申請を行った場合は、工期等のやむを得ない理由がある場合に限り、交付決定前に着手することが可能です。希望される場合は、交付決定前着手届の提出(電子申請可)をしてください。ただし、審査の結果交付決定がおりない場合がありますのでご注意ください。</p>
G-3	蛍光灯からLEDへの更新を予定しているが、交付申請添付書類の「c 導入、又は更新する設備の設置概要書(規格、全体配置図、据付図等)」とはどのようなものを用意すればよいか。	<p>以下のものを想定しています。</p> <p>「規格」・・・更新するLEDの仕様(型番や消費電力(W)等)が記載されたもの。</p> <p>「全体配置図」・・・更新する事業所の図面等にLEDを配置する位置を示したもの。</p> <p>「据付図」・・・LEDへの更新においては特に必要ありません。</p>
G-4	蛍光灯からLEDへの更新を予定しているが、交付申請添付書類の「d 導入、又は更新する設備の設置予定場所の現況写真」とはどのような写真を用意すればよいか。	<p>LEDへの更新を予定する場所に現在設置されている蛍光灯の写真をすべて撮影してください(1枚の写真に複数台の写真を収めて撮影するのは可)。</p>
G-5	交付決定後に、交付申請時に提出した事業内容から一部変更があり、契約締結をした。どうすればよいか。	<p>交付申請時の内容から計画変更があった場合は、様式第4「一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金計画変更届」の提出が必要です。</p>